

東京リハビリテーションセンター世田谷
地域交流スペース利用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、東京リハビリテーションセンター世田谷(以下「施設」という)が地域に開かれた施設として、広く地域住民との交流や連携を図る場となることを目指し、施設内の地域交流スペースの使用方法について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 地域交流スペースを利用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 世田谷区立総合福祉センターに利用登録を行っている団体
- (2) 区内に住所を有する一般団体・個人(18歳以上に限る)

(利用人数)

第3条 利用定員は、次のとおりとする。

部屋名	面積 (㎡)	定員 (人)
地域交流スペース	267 ㎡	102 名

(利用できる日時)

第4条 利用できる日及び時間は、施設の運営、施設維持管理等に支障のない範囲で、年末年始(12月31日から1月3日)を除く、毎日午前9時から午後9時までとする。

(利用時間)

第5条 利用時間は、下記の3区分とする。

①	9:00~13:00
②	13:00~17:00
③	17:00~21:00

- 2 利用時間、事前の準備及び事後の清掃などの時間も含むものとする。

(利用の手続き及び承認)

第6条 地域交流スペースを利用するときは、所定の手続きを行い、センター長の承認を得るものとする。

- 2 利用を希望する者は、あらかじめ所定用紙を使用して登録申込みをしなければならない。
- 3 登録申込みは、書類の持ち込みにより、施設で受け付ける。
- 4 利用申込みは、次のとおりとする。

- (1) 利用申込書を FAX、メールにより、施設で受け付ける。
- (2) 予約申込みは、利用しようとする日の属する月の 2 か月前の 1 日から 5 日までとする。ただし、総福利用団体は、4 ヶ月前の 1 日から 5 日まで予約可能とする。(平成 32 年 3 月利用分までの措置)
- 4 利用の可否は、利用申込みがあった月の 10 日までに施設から代表者へ連絡する。
- 5 利用者は、申請書の内容に変更が生じたときは、その旨を速やかに施設に連絡しなければならない。
- 6 センター長が必要と認めた場合は、手続きの方法や利用回数を変更することができる。

(承認の基準)

第 7 条 次に掲げる場合においては、センター長は前条の承認をしてはならない。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 秩序を乱す恐れのあるとき。
- (3) その他、管理上支障のあるとき。
- 2 前項各号のほか、センター長は利用手続きをした者がこれまでの利用について次の各号のいずれかに該当しているときは承認しないものとする。ただし、センター長が特に必要と認めたときは、この限りではない。
- (1) 正当な理由がなく、利用しなかったとき。
- (2) 前号のほか、この規定に著しく違反したと認められるとき。

(利用料金)

第 8 条 利用料金は、1 区分につき 4,000 円とする。

- 2 利用料金は、利用承認の通知を受けた日から 10 日以内に銀行振込により支払う。
- 3 利用日の 7 日前以降に利用取り消しする場合のキャンセル料は次のとおりとする。

7 日～2 日前	利用料金の 20%
1 日前	利用料金の 80%
当日	利用料金の 100%
無連絡キャンセル	利用料金の 100%

(遵守事項)

第 9 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 地域交流スペースの使用に際しては施設職員の指示に従う。
- (2) 利用に際して、特別の設備、機器を持ち込み、又は施設の設備等に変更を加えてはならない。
- (3) 使用時間を守り、原状回復のうえ退出する。
- (4) 地域交流スペース以外の部屋は使用しない。

- (5) 地域交流スペースでの飲酒はしない。
- (6) 施設内は全面禁煙とする。
- (7) 利用の際に発生したゴミは、利用者が持ち帰る。

(損害の賠償)

第10条 利用者は、利用中に建物又は附属備品を毀損した場合は、その修理若しくは代替品の購入に要する費用を負担しなければならない。

(規定の改廃)

第11条 この規定はセンター長の決定により予告なく変更することがある。

- 2 規定の変更はホームページへの掲載をもって行う。

(その他)

第12条 この規定にない事項については、その都度、協議することとする。

(付則) この規定は、平成31年3月1日より施行する。